

本件は環境省と同時発表です。

環境技術実証モデル事業 「ヒートアイランド対策技術分野」の 実証対象技術の公募について

平成 19 年 9 月 11 日
財団法人 建材試験センター

建材試験センターは、ヒートアイランド対策効果が得られる建築物外皮による空調負荷低減技術の普及を図るため、環境技術実証モデル事業として、外皮技術の性能等について実証試験を行います。つきましては、実証対象技術の公募を行いますので、お知らせします。

1 募集について

既に商業的に利用可能な段階にある外皮技術のうち、建材試験センターによる実証試験を希望するものについて、平成 19 年 10 月 3 日（水）まで受付を行います。詳細は、募集要項（別紙）をご覧ください。

2 今後の予定について

応募のあった技術については、建材試験センターが設置する技術実証委員会の意見を踏まえて、建材試験センターが実証対象技術の選定を行います。

その後、選定された実証対象技術について、建材試験センターが実証試験を行い、最終的な実証試験の結果は、建材試験センター及び環境省のホームページで公表します。

環境技術実証モデル事業について

この事業は、既に適用可能な段階にありながら、客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と産業の発展を促進などを目的として、環境省が実施している事業です。

問い合わせ先
財団法人 建材試験センター
性能評価本部適合証明課
担当 島崎
電話 03-3664-9217

〔別紙〕

〔募集要項〕

平成 19 年度環境技術実証モデル事業「ヒートアイランド対策技術分野」
実証対象技術の募集について

平成 19 年 9 月 11 日

財団法人 建材試験センター

建材試験センターは、環境技術実証モデル事業（ヒートアイランド対策技術分野）における実証機関として環境省に選定されました。つきましては、実証試験の対象となる技術を下記のとおり募集します。

記

1 募集の概要

（１）実証対象技術

本事業の対象となるヒートアイランド対策技術とは、「建築物（事務所、店舗、住宅など）に後付けで取り付けることができる外皮技術であり、室内冷房負荷を低減させることによって、人工排熱を減少させ、ヒートアイランド対策効果が得られるもの（ただし緑化は除く）」としております。昨年度は「窓用日射遮蔽フィルム」に限定致しましたが、今年度は「窓用日射遮蔽フィルム」に加え、ガラス表面にコーティングする技術、既存のガラス枠にそのまま取り付けることができる複層ガラスなども実証対象とします。ただし、今年度において想定している応募技術数を超えた場合、選考となりますので予めご了承下さい。

（２）実証試験の内容及び方法

次の要領を参照してください。

ヒートアイランド対策技術（建築物外皮による空調負荷低減技術）実証試験要領

【http://www.env.go.jp/policy/etv/pdf/03/11_2.pdf】（環境省 HP）

技術実証に係る申請及び実施に関する要領

【http://www.jtccm.or.jp/seino/jigyau/jisshoukikan/data/yo_jisshou.pdf】（建材試験センター HP）

（３）実証試験にかかる費用負担

実証対象資材の送付及び廃棄等に要する費用を除き、原則、環境省が負担します。

(4) 実証試験場所

財団法人 建材試験センター 中央試験所

(5) 申請方法

申請書 11 部（正本 1 部、写し 10 部）提出願います。

様式は、建材試験センターのホームページからダウンロードしてください。

Word ファイル：【http://www.jtccm.or.jp/seino/jigyuu/jisshoukikan/data/j_sinseisho.doc】

PDF ファイル【http://www.jtccm.or.jp/seino/jigyuu/jisshoukikan/data/j_sinseisho.pdf】

申請先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 9 番 8 号（友泉茅場町ビル 10F）

財団法人 建材試験センター 性能評価本部適合証明課

申請の締め切り

平成 19 年 10 月 3 日（水）必着

2 スケジュール

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
実証対象技術の募集	■						
実証対象技術の選定		■					
実証試験計画			■				
実証試験の実施				■	■	■	
実証試験結果報告書の作成						■	
環境省への報告・公開							■

3 その他

実証対象技術の選定については、申請された内容に基づいて建材試験センターが設置する技術実証委員会の意見を踏まえ総合的に判断致しますので、応募された技術について実証試験を行えない場合があります。

実証試験の結果はすべて、実証試験結果報告書として、建材試験センター及び環境省のホームページで公表します。

特許等の関係で公開を希望されない情報等については、別途協議いたします。

本事業は、実証対象技術の性能を客観的に試験し、その結果を公表するものであり、その技術について、建材試験センターが認証や認定を与えるものではありません。

【参考】環境技術実証モデル事業について

この事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として平成15年度に環境省が始めた事業です。

なお、環境技術実証モデル事業全般については環境省の環境技術実証モデル事業のホームページに詳しく紹介されていますので参考にしてください。

4 問い合わせ先

財団法人 建材試験センター
性能評価本部適合証明課
担当 島崎
電話：03-3664-9217
FAX：03-5649-3730